

関係各位

関東大学ラグビー連盟  
会長 西田 幸介

#### 4部リーグ戦第4週「神奈川大学対埼玉工業大学戦」について

平素より本連盟運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2023年10月15日（日）実施の「関東大学ラグビー連盟4部リーグ戦神奈川大学対埼玉工業大学」において生じた事案について、本連盟として、下記の通り対応することをご報告いたします。

今後とも円滑な連盟運営にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 対象試合

日時：2023年10月15日(日)14:00K.O.

会場：神奈川大学グラウンド

対象試合：神奈川大学対埼玉工業大学戦

##### 2. 事案の概要

###### 登録メンバー

- ・埼玉工業大学は本試合の登録人数20名（フロントローの登録人数5名）で右プロップ（No.3）については（ファーストインジュリーに対応できない状況）であった。

###### 前半

- ・前半終了直前に埼玉工業大学 No.3 が負傷。

###### ハーフタイム

- ・ハーフタイムに入り（14:40頃）、埼玉工業大学では、当該選手が負傷によりプレーを続行できないと判断し、レフリーに以下を申し入れた。

「当該No.3がプレーを継続できないと判断し『通常の負傷交替』により退場の後、後半はアンコンテストスクラムを適用し、試合実施人数は14名とする」

※「2023年度関東大学ラグビー連盟リーグ戦要項（以下：連盟要項）（5-3 アンコンテストスクラムの場合の試合実施人数）」『図4 アンコンテストスクラム時の人数（ファーストインジュリーに対応できない場合）』に基づく

- ・埼玉工業大学及びレフリー間では後半K.O.から「アンコンテストスクラム適用」が確認された。
- ・神奈川大学に上記の伝達をしたところ「アンコンテストスクラムでの試合続行」に難色が示され、了解を得ることができなかった。（結果的に納得までに長時間を要した。）
- ・その後、神奈川大学スタッフが「2023年度関東大学ラグビー連盟リーグ戦要項（pdf版）」を保存しており、「アンコンテストスクラム適用」について問題ないことが確認でき、神奈川大学ラグビー部当該関係者が納得した。（後半試合続行宣言 15:25頃）
- ・ウォーミングアップの時間（10分）が与えられ、15:35に後半キックオフ

##### 3. 同事案についての考え方

- ① 埼玉工業大学 No.3 負傷交替による「アンコンテストスクラム適用」は連盟要項「5-2 試合の登録人数」及び「5-3 アンコンテストスクラムの場合の試合実施人数」に即したものであり、適用申告に「瑕疵」はなく、即時受け入れられ遅滞なく後半が開始されるべきものであった。

- ② 本申告に対して神奈川大学当該関係者の納得が得られなかったのは、ひとえに同氏が連盟要項を把握していなかったためであり、後半開始まで55分を要したことの第一義的責任は同氏にある。
- ③ 最終的に後半継続を判断するまでに約45分（後半試合開始まで55分）が経過しており、選手の体も冷えてしまい、またモチベーションも通常の試合状況とは異なるものになってしまっており、身体的および精神的なコンディションの低下から、両チームの選手の安全性が著しく損なわれ、同試合の後半は行われるべきではなかった。

#### 4. 同試合についての対応

同試合を「試合中止」として取り扱い、神奈川大学を不戦敗、埼玉工業大学を不戦勝とする。

- ① 同試合は選手の安全が担保されない中で後半が実施されており、無効とせざるを得ない。
- ② 同「試合中止」は、神奈川大学ラグビー部（当該関係者）の責に帰すべき事由によるため、神奈川大学を不戦敗とし、埼玉工業大学を不戦勝とする。（下記の連盟要項に基づく）

#### ※連盟要項

##### 4-1-1 順位決定方法について

##### ②試合が中止となった場合

(2) 一方のチームの責に帰すべき事由により、試合中止となった場合、その帰責性のあるチームは不戦敗として扱い、勝ち点は付与されず、対戦チームに5点を付与する。得失点は21-0（3T3G）として扱う。

#### 5. 神奈川大学当該関係者への対応

神奈川大学ラグビー部部長に対し、当該関係者への「厳重注意」を含む適切な措置をとることを要請する。

#### ※関東大学ラグビーフットボール連盟規約

##### 第六章 罰則

第41条 会長は、本連盟規約に対する違反があった場合、または本連盟とラグビーの品位を著しく傷つけたと認められる場合には、当該大学部長に対し適切な措置をとるよう要請し、それが適切でないと判断される場合には、理事会の議に基づき次の処分を科すことができる。

- (1) 当該大学の部長によるチーム構成員の処分の勧告。
- (2) 当該チームに対する訓告・戒告・活動停止・出場停止及び除名の各処分

#### 6. 連盟における再発防止に向けた対応

上記事案の発生を踏まえ、

- ① 以下のことを加盟校に指示する。
  - ・連盟要項の再確認及び公式戦への必携
  - ・監督及びレフリー間での試合前のメンバー交代等の再確認（プレマッチミーティング）
  - ※特にファーストインジュリーに対応できない場合は必ず確認する
- ② 不測の事態のための連絡体制を確認する  
各ディビジョン担当理事及び事務局（総務・副総務）の連絡先確認

#### 7. レフリー委員会との情報共有

関東協会レフリー委員会を通じて本事案について情報共有するとともに、「連盟要項」についても共有し、担当レフリーにも周知を依頼する。

以上